

	<p>場合には、休息期間として認められます。したがって、次の始業時刻は1日目の19時からとなります。ただし、1日目の24時～3時は帰宅している状態にあっても、休息期間の最低時間数（分割休息の場合4時間）を満たしていないことから、単なる休憩時間であり、休息期間とは認められません。したがって、2勤務目の19時～翌12時までは17時間拘束となり、改善基準告示違反となります。</p> <p>(1 勤務目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6:00～10:00 バス4時間運転（朝のラッシュ対応） ・ 10:00～19:00 帰宅（9時間） <p>(2 勤務目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19:00～24:00 バス5時間運転（夜のラッシュ対応） ・ 24:00～3:00 帰宅（3時間） ・ 3:00～12:00 バス9時間運転（朝のラッシュ対応） ・ 12:00～ 帰宅 <p style="text-align: right;">} 17時間拘束 ×</p>
4-7	<p>(Q) 2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間 ② 特定日の前日の始業時刻から48時間 <hr/> <p>(A) 運転時間は、特定日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、特定日（N日）の運転時間と特定日の前日（N-1日）の運転時間との平均、特定日（N日）の運転時間と特定日の翌日（N+1日）の運転時間との平均のいずれもが9時間を超えた場合、初めて違反と判断されます。</p> <p>例えば、次の場合、設問の②のとおり、特定日の前日（N-1日）の始業時刻の10時から起算して48時間、特定日（N日）の始業時刻の11時から起算して48時間で1日当たりの運転時間の平均を計算し、いずれもが9時間を超えた場合、初めて改善基準告示違反と判断されます。</p>

例：特定日の前日（N-1日）が10時始業、特定日（N日）が11時始業の場合

特定日の前日の始業時刻（10時）から起算して48時間

特定日の始業時刻（11時）から起算して48時間

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \text{ と } \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

4-8

(Q) 連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。

(A) 連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。

4-9

(Q) 連続運転時間には、次の場合も、カウントするのでしょうか。

- ① 渋滞中にアイドリングストップでエンジンが停止した場合
- ② サービスエリアなどの駐車場の順番待ちのため、走行、停車を繰り返し少しずつ前に進む場合

(A) 連続運転時間とは、バス運転者が連続して運転している時間であり、「運転の中断」に該当しない一時的な停車時間は連続運転時間となります。したがって、例えば、設問の①②の場合における停車時間は、あくまで走行中に一時的に停車している状態に過ぎず、すぐに車両を動かさなければならない状態のため、連続運転時間となります。

4-10

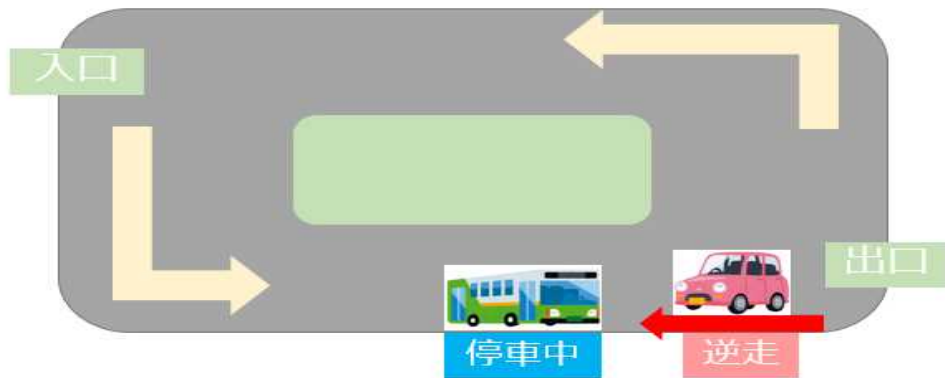
(Q) 「軽微な移動」の取扱いについて、

- ① 救急車などの緊急通行車両以外の通行は認められないのでしょうか。
- ② 「軽微な移動」の距離や場所の制限はありますか。
- ③ 「軽微な移動」を行った場合の連続運転時間がリセットされるタイミングを教えてください。

④ 記録とは、具体的にどのようなものが認められるでしょうか。

(A) 交通の円滑を図るため、駐停車した自動車を予定された場所から移動させる必要が生じたことにより運転した時間については、当該必要が生じたことに関する記録がある場合に限り、「30分」を上限として、連続運転時間から除くことができます。

① 原則として救急車、消防車、パトカーなどの緊急通行車両以外の通行は認められませんが、そのほか、例えば、駅前ロータリーの一方通行路に一般車両が逆走して侵入し、車両が向かい合った状態で、どちらか一方が後退せざるを得ない等、他の車両が移動せざるを得ないような特殊な事情がある場合には、交通の円滑を図るため駐停車した自動車を予定された場所から移動させることになるので、「軽微な移動」の対象となります。



- ② 一の連続運転時間につき、30分が上限となりますが、「軽微な移動」の距離や場所等の制限はありません。
- ③ 連続運転時間の計算は、「軽微な移動」を行った場合においても、これを行っていない場合と同様、「運転の中断」が30分を経過した時点でリセットされます。
- ④ 「当該必要が生じたことに関する記録」とは、「移動前後の場所」、「移動が必要となった理由」、「移動に要したおおむねの時間数」等の当該移動の事実を、運転日報上の記録等により確認できる場合をいいます。

4-11

(Q) バス運転者等の休息期間は、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所の休息期間より長くなるよう努めるものがありますが、どういう意味でしょうか。

(A) 貸切バスに乗務する者の場合、運行の中継地や目的地において休息期